採捕の種類	海域	期間	係数
沖合底びき網漁業	北緯42度１分東経143度９分２秒の点（旧幌泉灯台中心点）と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線以南、青森岩手両県界正東の線以北、青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東、東経142度29分47秒の線以西の太平洋	平成28年５月１日から平成28年６月30日まで	10
	青森岩手両県界正東の線以南、岩手宮城両県界正東の線以北の太平洋	平成28年３月１日から平成28年４月30日まで	
	岩手宮城両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル以深の太平洋	平成28年２月１日から平成28年３月31日まで	
小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）	青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県の地先水面	平成28年５月１日から平成28年６月30日まで	1

⑷　さわら

さわらの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さわらの漁獲努力可能量は、３月から翌年２月までのさわら流し網漁業（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成８年農林水産省令第31号。以下「省令」という。）第１条第６号に規定するさわら流し網漁業をいう。以下同じ。）の漁獲努力量で121,461（隻日）とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海域	期間	係数
中型まき網漁業（うちさわらを採捕目的とするもの）	瀬戸内海	平成28年６月１日から平成28年８月31日まで	10
はなつぎ網漁業		平成28年５月６日から平成28年６月15日まで	5
さわら流し網漁業	⑴　瀬戸内海 ⑵　愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬突端と大分県大分市関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域（以下「宇和海」という。）	平成28年４月１日から平成28年７月31日まで及び平成28年９月１日から平成28年12月31日までの期間から府県別に定める期間	1
さわら船びき網漁業	瀬戸内海	平成28年５月１日から平成28年６月15日まで	5

（注１）中型まき網漁業とは、漁業法第66条第１項に規定する中型まき網漁業をいう。以下同じ。

（注２）はなつぎ網漁業とは、省令第１条第５号に規定するはなつぎ網漁業をいう。以下同じ。

（注３）さわら船びき網漁業とは、省令第１条第７号に規定するさわら船びき網漁業をいう。以下同じ。

（注４）瀬戸内海とは、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第27条に規定する瀬戸内海海域をいう。以下同じ。

⑸　とらふぐ

とらふぐの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

とらふぐの漁獲努力可能量は、１月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第３種漁業（小型機船底びき網漁業取締規則第１条第１項第３号に規定する種類のものをいう。以下同じ。）であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業（小型機船底びき網漁業取締規則第１条第１項第５号に規定する種類のものをいう。以下同じ。）の漁獲努力量で7,953（隻日）とする。

採捕の種類	海域	期間
小型機船底びき網漁業（うち手繰第３種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業）	三河湾	平成28年10月１日から平成28年10月31日まで
小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	伊勢湾	平成28年11月１日から平成28年11月30日まで

（注１）三河湾とは、愛知県知多郡南知多町大字師崎林埼及び同県同郡南知多町大字日間賀島尾張大磯灯標並びに愛知県田原市伊良湖町古山頂上を順次結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海域をいう。以下同じ。

（注２）伊勢湾とは、三重県鳥羽市小浜町西埼、桃取町島ヶ埼、答志町長刀鼻、神島町ゴリ鼻及び神島町オーカ鼻並びに愛知県田原市伊良湖町古山頂上を順次結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海域から三河湾を除いた海域をいう。以下同じ。

⑹　まがれい

まがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まがれいの漁獲努力可能量は、１月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第１種漁業の漁獲努力量で10,288（隻日）とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海域	期間	係数
沖合底びき網漁業	青森県東津軽郡龍飛埼突端正西の線以南、北緯39度の線以北、東経138度30分の線以東の日本海	平成28年９月１日から平成28年10月31日まで	2
小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）	秋田県の地先水面から山形県の地先水面まで	平成28年９月１日から平成28年10月31日まで	1